# 電気需給約款 [高圧、特別高圧] 改訂箇所 新旧対照表

新(2019年4月1日実施)

### 第1条(適用)

- (1) 本電気需給約款(以下「この需給約款」といいます。)は当社が、一般送配電事業者と締結した接続供給契約に基づき、当社と直接電気需給契約を締結したお客さまに対して、電気を供給するときの条件を定めたものです。なお、この需給約款に定めている内容と、当社との間で締結した電気需給契約に定めている内容に相違がある場合は、電気需給契約に定めている内容を優先するものといたします。
- (3) この需給約款は当社の供給区域である次の 地域に適用いたします。 北海道電力株式会社、東北電力株式会社、 東京電力パワーグリッド株式会社、中部電 力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力 株式会社、中国電力株式会社、四国電力株 式会社、九州電力株式会社の各供給区域
- (4) 削除

### 第3条(定義)

- (3) みなし小売電気事業者 旧一般電気事業者(<u>関西</u>電力等の 10 電力会 社) の小売供給部門をいいます。
- (5) 託送供給等約款 接続供給契約の内容を規定する一般送配電 事業者の約款で、経済産業大臣より認可を 受けたものをいいます。
- (26) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気 の調達に関する特別措置法(以下「再生可 能エネルギー特別措置法」といいます。)第 36条第1項に定める賦課金をいいます。

旧(2019年2月1日実施)

### 第1条(適用)

- (1) 本電気需給約款(以下「この需給約款」といいます。)は当社が、一般送配電事業者と締結した接続供給契約に基づき、当社と直接電気需給契約を締結したお客さまに対して、または、当社の取次業者との間で電気需給契約を締結したお客さまに対して、電気を供給するときの条件を定めたものです。
- (3) この需給約款は当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力の各供給区域

(4) この需給約款は、2019年2月1日より実施 致します。

### 第3条(定義)

- (3) みなし小売電気事業者 旧一般電気事業者 (東京電力等の 10 電力会 社) の小売供給部門をいいます。
- (5) 託送供給等約款 接続供給契約の内容を規定する一般送配電 事業者の約款で、<u>電気事業法附則第3条第1</u> <u>項にもとづき</u>経済産業大臣より認可を受け

たものをいいます。

(26) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気 の調達に関する特別措置法(以下「再生可 能エネルギー特別措置法」といいます。)第 16条第1項に定める賦課金をいいます。

### 旧(2019年2月1日実施)

# 第5条(実施細目)

この需給約款の実施上必要な細目的事項は、この需給約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、当社または一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、お客さまと一般送配電事業者との間で協議を行っていただくものといたします。

### 第5条(実施細目)

この需給約款の実施上必要な細目的事項は、この需給約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社(取次業者がいる場合は、取次業者)との協議によって定めます。なお、当社または一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、お客さまと一般送配電事業者との間で協議を行っていただくものといたします。

### 第6条(需給契約)

(1) お客さまは、あらかじめこの需給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、電気需給契約を締結して頂きます。

契約種別、供給電気方式、需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいい、託送供給等約款に定める供給地点といたします。)、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、連絡体制および料金の支払方法

# 第6条(需給契約)

(1) お客さまは、あらかじめこの需給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、電気需給契約を締結して頂きます。なお、電気需給契約書の条件とこの需給約款の条件に相違がある場合は、電気需給契約書の条件を優先するものといたします。

契約種別、供給電気方式、需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいい、託送供給等約款に定める供給地点といたします。)、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、連絡体制および料金の支払方法

(3) 契約負荷設備、および契約電力については、 1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。 この場合、1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望 日以降1年間の電気の使用計画をメールや その他の方法により申し出ていただきます。 (3) 契約負荷設備、および契約電力については、 1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。 この場合、1 年間を通じての最大の負荷を 確認するため、必要に応じて使用開始希望 日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

新(2019年4月1日実施)	旧(2019年2月1日実施)	
第7条(需給契約の成立および契約期間)	第7条 (需給契約の成立および契約期間)	
(2) 契約期間は、次によります。	(2) 契約期間は、次によります。	
イ 契約期間は、お客さまとの需給契約が成立	イ 契約期間は、お客さまとの需給契約で規程	
した日から、料金適用開始の日以降1年間	された開始日から1年間といたします。	
<u>といたします。</u>		
第8条(需要場所)	第8条(需要場所)	
需要場所は、託送供給等約款に定めるとこ	左記文章のとおり集約	
ろによるものとします。		
第9条 (需給契約の単位)	第9条 (需給契約の単位)	
当社は、原則として、1需要場所について1	左記文章のとおり集約	
契約種別を適用して、1 需給契約を結びま		
す。		
第10条(供給の開始)	第10条(供給の開始)	
(1) 当社は、直接当社とお客さまとの間で需給	(1) 当社は、直接当社とお客さまとの間で、 <u>ま</u>	
契約が成立したときには、需給契約に則り	たは取次業者とお客さまとの間で無給契約	
需給開始日を定め、供給準備その他必要な	が成立したときには、需給契約に則り需給	
手続きを経たのち、需給開始予定日より電	開始日を定め、供給準備その他必要な手続	
気の供給を開始いたします。	きを経たのち、需給開始予定日より <u>電気を</u>	
	供給いたします。	
(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事	(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事	
情によるやむをえない理由によって、あら	情によるやむをえない理由によって、あら	
かじめ定めた需給開始日に電気を供給でき	かじめ定めた需給開始日に電気を供給でき	
ないことが明らかになった場合には、その	ないことが明らかになった場合には、その	
理由をお知らせし、あらためてお客さまと	理由をお知らせし、あらためて <u>直接または</u>	
協議のうえ、 <u>需給開始日を定めて電気を供</u>	<u>取次業者を通じて</u> お客さまと協議のうえ、	
給いたします。	需給開始日を定めることといたします。	
第 11 条(供給の単位)	第 11 条(供給の単位)	
当社は、 <u>原則として</u> 、1 需給契約につき、1	当社は、 <u>次の場合を除き</u> 、1 需給契約につ	

供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をも

って電気を供給いたします。

き、1供給電気方式、1引込みおよび1計量

をもって電気を供給いたします。

### 第13条(高圧季節別時間帯別電力)

### (4) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット以上の場合

- (イ) 契約電力は、使用する負荷設備および 受電設備の内容、同一業種の負荷率、 操業度等を基準として、お客さまと当 社との協議によって定めます。なお、 お客さまが新たに電気を使用される場 合等で、適当と認められるときは、需 給開始の日から1年間については、契 約電力がてい増する場合に限り、段階 的に定めることがあります。
- (ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

### 旧(2019年2月1日実施)

第13条(高圧季節別時間帯別電力)

(1) 契約電力が 500 キロワット以上の場合および (2) 契約電力が 500 キロワット未満の場合を 左記文章のとおり集約

- ロ 契約電力が500キロワット未満の場合
- (イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、 その1月の最大需要電力と前11月の 最大需要電力のうち、いずれか大きい 値といたします。
  - a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この需給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この需給約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。
  - b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日 以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の過といたします。
  - c 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少する ことが明らかなときは、減少された日 を含む1月の減少された日の前日まで の期間の契約電力は、その期間の最大

需要電力と前 11 月の最大需要電力の うちいずれか大きい値とし、減少され た日以降 12 月の期間の各月の契約電 力(減少された日を含む1月の減少さ れた日以降の期間については、その期 間の契約電力といたします。) は、契約 負荷設備および契約受電設備の内容、 同一業種の負荷率、操業度等を基準と して、お客さまと当社との協議によっ て定めた値といたします。ただし、減 少された日以降12月の期間で、その1 月の最大需要電力と減少された日から 前月までの最大需要電力のうちいずれ か大きい値がお客さまと当社との協議 によって定めた値を上回る場合(減少 された日を含む1月の減少された日以 降の期間については、その期間の最大 需要電力の値がお客さまと当社との協 議によって定めた値を上回る場合とい たします。)は、契約電力は、その上回 る最大需要電力の値といたします。

- (ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。
- ハ 契約電力が 500 キロワット未満の需要 として電気の供給を受けているお客さ まの最大需要電力が 500 キロワット以 上となる場合は、契約電力をイによっ てすみやかに定めることとし、それま

での間の契約電力は、口によって定めます。

### (5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 2 (燃料費調整)(1)によって算定された燃料費調整額、および別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

## イ 基本料金

基本料金は、1月につき、電気需給契約書に定める料金単価とその1月の契約電力により算定されるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

### 口 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約書に定める料金単価とその1月の使用電力量により算定されるものといたします。なお、料金単価が電気需給契約書に定めた規定により区分されている場合には、その1月の区分別の使用電力量により算定するものといたします。

### (二) 削除

### ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 2 (燃料費調整) (1) によって算定された燃料費調整額、および別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ニ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

### (イ) 基本料金

基本料金は、電気需給契約に定めるもの といたします。ただし、まったく電気を 使用しない場合(予備電力によって電気 を使用した場合を除きます。)の基本料 金は、半額といたします。

## (口) 電力量料金

電力量料金は、<u>電気需給契約に定めるも</u>のといたします。

(二) 燃料費調整額は、検針日の前日が属する月に適用される、管轄のみなし小売電気事業者が公表する燃料費調整単価を適用するものといたします。ただし、当社と協議していただいた上で燃料費調整単価を電気需給契約に定める場合は、当該電気需給契約の内容が優先するものといたします。

### 第14条(特別高圧季節別時間帯別電力)

### (4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 2 (燃料費調整)(1)によって算定された燃料費調整額、および別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき、電気需給契約書に定める料金単価とその1月の契約電力により算定されるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

### 口 電力量料金

電力量料金は、<u>電気需給契約書に定める料</u>金単価とその1月の使用電力量により算定されるものといたします。なお、料金単価が電気需給契約書に定めた規定により区分されている場合には、その1月の区分別の使用電力量により算定するものといたします。

### 二 削除

### 旧(2019年2月1日実施)

第14条(特別高圧季節別時間帯別電力)

### (4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 2 (燃料費調整)(1)によって算定された燃料費調整額、および別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(二)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

### イ 基本料金

基本料金は、<u>電気需給契約に定めるものといたします</u>。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

### 口 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約に定めるものといたします。

二 燃料費調整額は、検針日の前日が属する月に適用される、管轄のみなし小売電気事業者が公表する燃料費調整単価を適用するものといたします。ただし、当社と協議していただいた上で燃料費調整単価を電気需給契約に定める場合は、当該電気需給契約の内容が優先するものといたします。

### 第15条(臨時電力)

### (2) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 2 (燃料費調整)(1)によって算定された燃料費調整額、および別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

# イ 基本料金

基本料金は、みなし小売電気事業者が定める契約種別の料金の20パーセントを割増ししたものを基準として個別に取り決めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

### 口 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約書に定める 料金単価とその1月の使用電力量により算定されるものといたします。なお、 料金単価が電気需給契約書に定めた規 定により区分されている場合には、その 1月の区分別の使用電力量により算定す るものといたします。

### 二 削除

### 旧(2019年2月1日実施)

### 第15条(臨時電力)

### (2) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 2 (燃料費調整)(1)によって算定された燃料費調整額、および別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

# イ 基本料金

基本料金は、地域の一般電力会社が定める契約種別の料金の20パーセントを割増ししたものを基準として個別に取り決めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

### 口 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約に定めるものといたします。

二 燃料費調整額は、検針日の前日が属する月に適用される、管轄のみなし小売電気事業者が公表する燃料費調整単価を適用するものといたします。ただし、当社と協議していただいた上で燃料費調整単価を電気需給契約に定める場合は、当該電気需給契約の内容が優先するものといたします。

### 第16条(自家発補給電力)

### ハ料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 2 (燃料費調整)(1)によって算定された燃料費調整額、および別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)、別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

### 口 基本料金

基本料金は、電気需給契約書に定めるものといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

### ハ 電力量料金

電力量料金は、<u>電気需給契約書に定め</u>る料金単価とその1月の使用電力量により算定されるものといたします。なお、料金単価が電気需給契約書に定めた規定により区分されている場合には、その1月の区分別の使用電力量により算定するものといたします。

### 旧(2019年2月1日実施)

### 第16条(自家発補給電力)

### ハ料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 2 (燃料費調整)(1)によって算定され た燃料費調整額、および別表 3 (再生可 能エネルギー発電促進賦課金)(3)によ って算定された再生可能エネルギー発 電促進賦課金の合計といたします。た だし、基本料金は、(ハ)によって力率 割引または割増しをする場合は、力率 割引または割増しをしたものといたし ます。

### (イ) 基本料金

基本料金は、電気需給契約に定めるものといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

### (口) 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約に定めるものといたします。

### 第17条(予備電力)

(3) 料金

料金は、基本料金の合計といたします。 イ 基本料金

> 基本料金は、電気需給契約<u>書</u>に定め るものといたします。

# 旧(2019年2月1日実施)

# 第17条(予備電力)

(3) 料 金

料金は、基本料金の合計といたします。

口 基本料金

基本料金は、電気需給契約に定めるものといたします。

# 第19条(検針日)

検針日は、<u>次により、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる</u>日といたします。

- (1) 検針は、一般送配電事業者がお客さまご とに定めた日(一般送配電事業者がお客 さまの属する検針区域に応じて定めた 毎月一定の日および休日等を考慮して 定めます。) に、一般送配電事業者が各 月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 一般送配電事業者は、やむをえない事情 のある場合には、(1)にかかわらず、一 般送配電事業者が定めた日以外の日に 検針を行なうことがあります。
- (4) 一般送配電事業者は、次の場合には、(1) にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。なお、一般送配電事業者は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

### 第19条 (検針日)

検針日は、各月ごとに一般送配電事業者が定める日に原則として実施されます。 なお、次により、託送供給等約款に従い 実際に検針を行なった日または検針を 行なったものとされる日を検針日とい たします。

- (1) 検針は、需給地点ごとに当社が直接(取 次業者がいる場合は、取次業者を通じ て)あらかじめお知らせした日(一般送 配電事業者が需給地点の属する検針区 域に応じて定めた毎月一定の日[以下 「検針の基準となる日」といいます。」 および休日等を考慮して定めます。)に、 一般送配電事業者が各月ごとに行ない ます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 一般送配電事業者は、やむをえない事情 のある場合には、(1)にかかわらず、当 社が直接(取次業者がいる場合は、取次 業者を通じて)あらかじめお知らせした 且以外の日に検針を行なうことがあり ます。
- (4) 一般送配電事業者は、次の場合には、(1) にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。なお、<u>当社(取次業者がいる場合は、取次業者)</u>は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、<u>直接</u>(取次業者がいる場合は、取次業者を通

- イ 供給開始日からその直後の需給地点の 属する検針区域の検針日までの期間が 短い場合
- ロ その他特別の事情がある場合
- (5) (3) の場合で、検針を行なったときは、 <u>一般送配電事業者が定めた日</u>に検針を 行なったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかった ときは、供給開始の直後の需給地点の属 する検針区域の検針日に検針を行なっ たものといたします。
- (7) (4) ロの場合で、検針を行なわなかった ときは、検針を行なわない月について は、一般送配電事業者が定めた日に検針 を行ったものといたします。

- <u>じて</u>)あらかじめお客さまの承諾をえる ものといたします。
- イ 供給開始日からその直後の需給地点の 属する検針区域の検針日までの期間が 短い場合
- ロ その他特別の事情がある場合
- (5) (3) の場合で、検針を行なったときは、 当社が直接(取次業者がいる場合は、取 次業者を通じて) あらかじめお知らせし た日に検針を行なったものといたしま す。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかった ときは、供給開始の直後の需給地点の属 する検針区域の検針日に検針を行なっ たものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかった ときは、検針を行なわない月について は、当社が直接(取次業者がいる場合は、 取次業者を通じて)あらかじめお知らせ した日に検針を行なったものといたし ます。

新	(2019	年.4	日 1	日実施)
<b>ホ</b> ル	14019	4	πі	

# 第 21 条(使用電力量の計量)

(2) 削除

(3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力は、託送供給等約款に定めるところにより、お客さまと<u>当社と</u>の協議によって定めます。

### 旧(2019年2月1日実施)

### 第21条(使用電力量の計量)

- (2) 当社は、当該一般送配電事業者から受領 した検針の結果を原則として電磁的方 法によりお客さまにお知らせいたしま す。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力は、託送供給等約款に定めるところにより、お客さまとの協議によって定めます。

## 第23条(日割計算)

- (1) 当社は、22 (料金の算定) (1)イ、ロの 場合は、次により料金を算定いたしま す。
- イ 基本料金は、別表 5 (日割計算の基本算 式) により日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、 日割計算の対象となる期間ごとの使用 電力量に応じて算定いたします。

### 第23条(日割計算)

- (1) 当社は、22 (料金の算定) (1)イ、ロの 場合は、次により料金を算定いたしま す。
- イ 基本料金は、別表 5 (日割計算の基本算 式) により日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる 期間ごとの使用電力量に応じて<u>別表 5</u> (日割計算の基本算式)により たします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 は、日割計算の対象となる期間ごとの 使用電力量に応じて<u>別表 5 (日割計算の</u> 基本算式)により算定いたします。

### 第24条(料金の支払義務および支払期日)

(1) お客さまの料金の支払義務は、当該一般 送配電事業者から検針の結果等を受領 したことにより当社にて料金の請求が 可能となった日(以下「請求日」といい ます。) に発生いたします。

この場合の請求日は、託送供給等約款に定める検針日(以下「検針日」といいます。)といたします。ただし、検針日に検針が行われない等の事情により、当該一般送配電事業者から検針の結果等を検針日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針の結果等を受領した日といたします。また需給契約が消滅した場合は、需給契約の消滅日以降に当社が検針の結果等を受領した日といたします。

- (2) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の属する月の翌月1日から起算して口座振替により料金の支払いをされる場合には22日目、振込みにより料金の支払いをされる場合には20日目といたします。
- イ)一般送配電事業者が検針の基準となる 日に先だって実際に検針を行なった場 合または検針を行なったものとされる 場合の支払期日は、検針の基準となる 日の属する月の翌月1日から起算して、 口座振替により料金の支払いをされる 場合には22日目、振込みにより料金の 支払いをされる場合には20日目といた します。
- ロ) お客さまと当社との協議によって当社 が継続して他の需要場所の料金と一括 して請求することとした場合の支払期 日は、一括して請求する料金のうち、 その月で最後に支払義務が発生する料 金の支払義務発生日の属する月の翌月

### 旧(2019年2月1日実施)

第24条(料金の支払義務および支払期日)

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に 発生いたします。
- イ 支払義務の発生日は、検針日の前日が 属する月の翌月1日といたします。た だし、19(検針日)(5)の場合の料金に ついては実際に検針を行なった日と し、19(検針日)(6)の場合の料金また は21(使用電力量の計量)(1)イもしく は二により精算する場合の精算額につ いては次回の検針日とし、また、21(使 用電力量の計量)(3)の場合は、料金の 算定期間の使用電力量が協議によって 定められた日といたします。
- ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

1日から起算して、口座振替により料金の支払いをされる場合には22日目、振込みにより料金の支払いをされる場合には20日目といたします。

### 第28条(適正契約の保持)

当社は、一般送配電事業者から接続供給 契約が電気の使用状態に比べて不適当 であるとして、接続供給契約を適正なも のに変更することを求められた場合等、 当社とお客さまとの需給契約が電気の 使用状態に比べて不適当と認められる 場合には、すみやかにお客さまとの当該 契約を適正なものに変更させていただ くものとします。

第 30 条 (需要場所への立入りによる業務の 実施)

当社が必要と認めた場合、または一般送配電事業者から要請があった場合、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえて、当社または一般電気事業者がお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

# 第28条 (適正契約の保持)

当社は、一般送配電事業者から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合等、当社(取次業者がいる場合には、取次業者)とお客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかにお客さまとの当該契約を適正なものに変更させていただくものとします。

第30条(需要場所への立入りによる業務の 実施)

> 当社(取次業者がいる場合は取次業者) が必要と認めた場合、または一般送配電 事業者から要請があった場合、次の業務 を実施するため、お客さまの承諾をえ て、当社または一般電気事業者がお客さ まの土地または建物に立ち入らせてい ただくことがあります。この場合には、 正当な理由がない限り、立ち入ることお よび業務を実施することを承諾してい ただきます。なお、お客さまのお求めに 応じ、係員は、所定の証明書を提示いた します。

# 第32条(違約金)

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、その ために料金の全部または一部の支払い を免れた場合には、当社は、その免れた 金額の3倍に相当する金額を、違約金 として申し受けます。
- イ 電気工作物の改変等によって不正に電 気を使用された場合
- ロ 契約負荷設備または契約受電設備以外 の負荷設備または受電設備によって電 気を使用された場合
- ハ 高圧季節別時間帯別電力の場合で、付 帯電灯以外の電灯(小型機器を含みま す。)によって電気を使用されたとき。

### 第35条(設備の賠償)

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償請求を受けた場合は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いただきます。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いただきます。

### 旧(2019年2月1日実施)

### 第 32 条 (違約金)

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、その ために料金の全部または一部の支払い を免れた場合には、当社は、その免れた 金額の3倍に相当する金額を、違約金 として申し受けます。
- イ 電気工作物の改変等によって不正に電 気を使用された場合
- ロ 契約負荷設備または契約受電設備以外 の負荷設備または受電設備によって電 気を使用された場合
- ハ 高圧季節別時間帯別電力<u>もしくは高圧</u> 電力の場合、<u>または高圧季節別時間帯</u> 別電力もしくは高圧電力に準ずる場合 で、付帯電灯以外の電灯(小型機器を 含みます。)によって電気を使用された とき。

### 第35条(設備の賠償)

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合 修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額

### 第40条(需給契約の廃止)

- (1) お客さまがこの需給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、原則として廃止希望日の3月前までにその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 需給契約は、43 (需給契約の解除・解約) および次の場合を除き、お客さまが当社 に通知された廃止期日に消滅いたしま す。
- イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日 の翌日以降に受けた場合は、通知を受 けた日に需給契約が消滅したものとい たします。
- ロ お客さまの責めとなる理由により当該 一般送配電事業者が需給を終了させる ための処置ができない場合は、需給契 約は需給を終了させるための処置が可 能となった日に消滅するものといたし ます。

### 旧(2019年2月1日実施)

### 第40条 (需給契約の廃止)

- (1) お客さまがこの需給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、原則として廃止希望日の3月前までにその廃止期日を定めて、当社(取次業者がいる場合は、取次業者)に通知していただきます。
- (2) 需給契約は、43 (需給契約の解除・解約) および次の場合を除き、お客さまが当社 に通知された廃止期日に消滅いたしま す。
- イ 当社(取次業者がいる場合は、取次業者)がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
- ロ お客さまの責めとなる理由により当該 一般送配電事業者が需給を終了させる ための処置ができない場合は、需給契 約は需給を終了させるための処置が可 能となった日に消滅するものといたし ます。

第 41 条 (需給開始後の需給契約の廃止・変 更にともなう料金および工事費の精算)

お客さまが、契約電力を新たに設定し、 または増加(契約受電設備の新設による 契約受電設備の総容量の増加を含む) さ れた日以降 1 年に満たないで需給契約 を廃止しようとし、または契約電力を減 少しようとされる場合には、当社は、需 給契約の消滅または変更の日に、次によ り料金および工事費をお客さまに精算 していただきます。ただし、非常変災等 やむをえない理由による場合を除きま す。1年に満たない期間の料金につい て、さかのぼって廃止または減少した契 約電力分につき、基本料金および電力量 料金の 20%を割増したものを適用し、 既に当社が請求した料金との差額を、臨 時精算金として当社に支払うものとし ます。なお、この場合には、それぞれの 使用電力量は、契約電力の減少分と残余 分の比で按分したものとします。また、 当社が当該一般送配電事業者から、需給 契約の消滅にともなう工事費の精算に 係る請求を受けた場合は、当社は、お客 さまから当該金額を申し受けます。

### 第42条 (期限の利益喪失)

お客さま<u>または</u>当社が、次の第1号乃至7号の各号の一に該当したときは、相手方から何ら催告を受けることなく単なる通知によって、相手方に対する一切の債務について支払期限の利益を失うものとし、直ちに債務全額を相手方に弁済するものといたします。

### 旧(2019年2月1日実施)

第 41 条 (需給開始後の需給契約の廃止・変 更にともなう料金および工事費の精算)

お客さまが、契約電力を新たに設定し、 または増加(契約受電設備の新設による 契約受電設備の総容量の増加を含む) さ れた日以降 1 年に満たないで需給契約 を廃止しようとし、または契約電力を減 少しようとされる場合には、当社は、需 給契約の消滅または変更の日に、次によ り料金および工事費をお客さまに精算 していただきます。ただし、非常変災等 やむをえない理由による場合を除きま す。1年に満たない期間の料金につい て、さかのぼって廃止または減少した契 約電力分につき、基本料金及び電力量料 金の 20%を割増したものを適用し、既 に当社(取次業者がいる場合は、取次業 者) が請求した料金との差額を、臨時精 算金として当社に支払うものとする。な お、この場合には、それぞれの使用電力 量は、契約電力の減少分と残余分の比で 按分したものとする。また、当社(取次 業者がいる場合は、取次業者)が当該一 般送配電事業者から、需給契約の消滅に ともなう工事費の精算に係る請求を受 けた場合は、当社は、お客さまから当該 金額を申し受けます。

### 第42条 (期限の利益喪失)

お客さま又は当社(取次業者がいる場合は、取次業者)が、次の第1号乃至7号の各号の一に該当したときは、相手方から何ら催告を受けることなく単なる通知によって、相手方に対する一切の債務について支払期限の利益を失うものとし、直ちに債務全額を相手方に弁済するものとする。

### 旧(2019年2月1日実施)

### 第43条(需給契約の解除・解約)

- (1) お客さままたは当社が前条各号の一に 該当した場合、相手方は、何らの催告を なすことなく、本契約を解除することが できるものと<u>します</u>。なお、前条各号の 一に該当した当事者に対する相手方の 損害賠償の請求を妨げない<u>ものとしま</u> す。
- (2) 前項の定めに関わらず、お客さま若しくは当社が 46(反社会的勢力の排除)に違反していることが判明したときは、他方の当事者(以下本項において「解除当事者」という。) は何らの催告を要せず本契約を解除することができ、解除によって被った損害の賠償を当該お客さままたは当社(以下、本項において「被解除当事者」という。) に対して請求することができるものとします。また、当該解除によって、被解除当事者に損害が生じても、被解除当事者は解除当事者に対して、その賠償を求めることはできないものとします。

### 第43条 (需給契約の解除・解約)

- (1) お客さま<u>又は</u>当社<u>(取次業者がいる場合は、取次業者)</u>が前条各号の一に該当した場合、相手方は、何らの催告をなすことなく、本契約を解除することができるものと<u>する</u>。なお、前条各号の一に該当した当事者に対する相手方の損害賠償の請求を妨げない。
- (2) 前項の定めに関わらず、お客さま若しくは当社(取次業者がいる場合は、取次業者)が 46(反社会的勢力の排除)に違反していることが判明したときは、他方の当事者(以下本項において「解除当事者」という。) は何らの催告を要せず本契約を解除することができ、解除によって被った損害の賠償を当該お客さま又は当社(取次業者がいる場合は、取次業者)(以下、本項において「被解除当事者」という。) に対して請求することができるものとする。また、当該解除によって、被解除当事者に損害が生じても、被解除当事者に対して、その賠償を求めることはできないものとする。

### 第46条(反社会的勢力の排除)

(1) 当社およびお客さまは、互いに相手方に 対し、<u>需給契約</u>締結時および将来にわた り、以下の各号の事項を表明し、保証す るものとします。

### 第47条(不可抗力)

(1) 不可抗力による免責

お客様および当社は、次に定める不可抗 力によって<u>需給</u>契約の履行が不可能と なった場合、互いに損害賠償責任を負わ ないこととします。

- イ 地震等の天災地変が起きた場合
- ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の 営みを困難にする非常事態が生じた場 合
- (2) 不可抗力による解約
- イ 上記(1)で定める不可抗力を原因として <u>需給</u>契約の履行ができない場合、<u>お客さ</u> <u>ままたは</u>当社は<u>需給</u>契約の一部<u>または</u> 全部を解約することができます。
- ロ <u>この場合</u>、解約に伴う損害については、 お客<u>さま</u>および当社は互いに<u>損害</u>賠償 責任を負わないこととします。

### 第48条(管轄裁判所)

<u>需給</u>契約にかかわる訴訟については、 東京地方裁判所を第一審の専属的合意 管轄裁判所といたします。

### 旧(2019年2月1日実施)

### 第46条(反社会的勢力の排除)

(1) 当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、<u>約款</u>締結時および将来にわたり、以下の各号の事項を表明し、保証するものとします。

### 第47条(不可抗力)

(1) 不可抗力による免責

お客様および当社は、次に定める不可抗力によって<u>本</u>契約の履行が不可能となった場合、互いに損害賠償責任を負わないこととします。

- イ 地震等の天災地変が起きた場合
- ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活 の営みを困難にする非常事態が生じた 場合
- (2) 不可抗力による解約
- イ 上記(1)で定める不可抗力を原因として<u>本</u>契約の履行ができない場合、<u>お客様又は</u>当社は<u>本</u>契約の一部<u>又は</u>全部を解約することができます。
- ロ 解約に伴う損害については、お客<u>様</u>お よび当社は互いにに賠償責任を負わな いこととします。

### 第48条(管轄裁判所)

本契約にかかわる訴訟については、東京 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄 裁判所といたします。

第49条(消費税法改正の場合の取り扱い) 削除

第49条(お客さまに係わる情報の取り扱い)

- (1) 当社は、基本情報(氏名、住所、電話番 号および需給契約の契約番号)、および 供給 (受電) 地点に関する情報 (託送供 給等契約を締結する一般送配電事業者 の供給区域、離島供給約款対象、供給(受 電)地点特定番号、託送契約高情報、接 続送電サービスメニュー、力率、供給方 式、託送契約決定方法、計器情報、引込 柱番号、系統連系設備有無、託送契約異 動年月日、検針日、契約状態、廃止措置 方法) を、託送供給等契約の締結、変更 または解約のため、需給契約の廃止取次 のため、供給(受電)地点に関する情報 の確認のため、および電力量の検針、設 備の保守・点検・交換、停電時・災害時 等の設備の調査その他の託送供給等契 約にもとづく一般送配電事業者の業務 遂行のため、小売電気事業者、一般送配 電事業者、需要抑制契約者および電力広 域的運営推進機関との間で、お客さまの 個人情報を共同で利用することがあり ます。
- (2) 当社は(1)に記載のお客さまに係る情報を、当社および提携事業者の業務(契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、アフターサービス業務、その他の当社の契約約款等に係る業務)の遂行上必要な範囲で利用します。また、業務の遂行上必要な範囲での

旧(2019年2月1日実施)

第49条(消費税法改正の場合の取り扱い) 消費税法が改正された場合、当社は、当 該改正消費税法に則り電気料金を計算 の上、お客さまから申し受けます。この 場合、消費税等相当額および消費税率も 改正消費税法によるものとします。

第50条(お客さまに係わる情報の取り扱い)

- (1) 当社は、基本情報(氏名、住所、電話番 号および電力需給契約の契約番号)、お よび供給(受電)地点に関する情報(託 送供給等契約を締結する一般電気事業 者の供給区域、離島供給約款対象、供給 (受電)地点特定番号、託送契約高情報、 接続送電サービスメニュー、力率、供給 方式、託送契約決定方法、計器情報、引 込柱番号、系統連系設備有無、託送契約 異動年月日、検針日、契約状態、廃止措 置方法)を、託送供給契約の締結、変更 または解約のため、電力需給契約の廃止 取次のため、供給(受電)地点に関する 情報の確認のため、および電力量の検 針、設備の保守・点検・交換、停電時・ 災害時等の設備の調査その他の託送供 給等契約にもとづく一般電気事業者の 業務遂行のため、小売電気事業者(取次 事業者含む)、一般送配電事業者および 電力広域的運営推進機関との間で、お客 さまの個人情報を共同で利用すること があります。
- (2) 当社は(1)に記載のお客さまに係る情報を、当社および、取次事業者を含む提携事業者の業務(契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、アフターサービス業務、その他の当社の契約約款等に係る業務)の遂行上必要な範囲で利用します。また、業務の遂行上

利用には、お客さまに係る情報を当社の 業務を委託している者、および銀行等の 金融機関に提供する場合を含みます。な お、当該業務遂行にあたり取得した個人 情報の利用目的は、当社が公開するプラ イバシーポリシーとその関連事項に定 めます。 必要な範囲での利用には、お客さまに係る情報を当社の業務を委託している者、および銀行等の金融機関に提供する場合を含みます。なお、当該業務遂行にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。

別紙2 (燃料費調整額の算定)

### (1) 燃料費調整額の算定

α、β、γは各一般送配電事業者の各供給区域別に当該供給区域のみなし小売電気事業者の特定小売供給約款に定める数値に準ずるものとします(特定小売供給約款が改正された場合は、改正後の特定小売供給約款に準じます。)。

# 旧(2019年2月1日実施)

別紙2 (燃料費調整額の算定)

### (1) 燃料費調整額の算定

 $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$  は<u>みなし小売電気事業者エリア</u>別に下記表の通りといたします。

		0	
	α	β	γ
北海道電力	0. 4699	0.0000	0. 7879
エリア			
東北電力エ	0. 1152	0. 2714	0.7386
リア			
東京電力エ	0. 1970	0. 4435	0. 2512
リア			
中部電力エ	0.0275	0. 4792	0. 4275
リア			
北陸電力エ	0. 2303	0.0000	1. 1441
リア			
関西電力エ	0.0140	0. 3483	0. 7227
リア			
中国電力エ	0. 1543	0. 1322	0. 9761
リア			
四国電力エ	0. 2104	0.0541	1. 0588
リア			
九州電力エ	0. 1490	0. 2575	0.7179
リア			

# 口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、<u>各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします</u>。なお、燃料費調整単価の単位は、 1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

※各式で用いる x、y は各一般送配電事業者の各供給区域別に当該供給区域の みなし小売電気事業者の特定小売供給 約款に定める数値に準ずるものとします(特定小売供給約款が改正された場合

### 口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、<u>次の算式によって</u> <u>算定された値といたします</u>。なお、燃 料費調整単価の単位は、1銭とし、その 端数は、小数点以下第1位で四捨五入い たします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が  $\alpha$  円を下回る場合

燃料費調整単価 = ( $\alpha$  — 平均燃料価格)

- × (2) の基準単価/1,000
  - (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格 が  $\alpha$  円を上回る場合

は、改正後の特定小売供給約款に準じます)。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格がx円を下回る場合

燃料費調整単価 = (x — 平均燃料価格) × (2) の基準単価/1,000

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格 がx円を上回り、かつ、y円以下の場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 -x)  $\times (2)$  の基準単価/1,000

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が y 円を上回る場合、平均燃料価格は、 y 円といたします。

# (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合、各一般送配電事業者の各供給区域別に当該供給区域のみなし小売電気事業者の特定小売供給約款に定める数値に準ずるものとします(特定小売供給約款が改正された場合は、改正後の特定小売供給約款に準じます)。

(3) 削除

燃料費調整単価 = (平均燃料価格  $\alpha$ ) × (2) の基準単価/1,000

%各式で用いる $\alpha$ は下記表の通りといたします。

北海道電力エリア	37, 200
東北電力エリア	31, 400
東京電力エリア	44, 200
中部電力エリア	45, 900
北陸電力エリア	21, 900
関西電力エリア	27, 100
中国電力エリア	26, 000
四国電力エリア	26, 000
九州電力エリア	33, 500

# (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の次のとおりといたします。

	1キロワット時につ	
	き	
	高圧	特別高
		圧
北海道電力エリア	0.188円	0.186円
東北電力エリア	0.210円	0.202円
東京電力エリア	0. 220円	0.217円
中部電力エリア	0.219円	0.216円
北陸電力エリア	0.149円	0.147円
関西電力エリア	0.156円	0.153円
中国電力エリア	0.230円	0.222円
四国電力エリア	0. 185円	0.179円
九州電力エリア	0.166円	0.163円

### (3) 燃料費調整単価の通知

当社は、上記(1)ロの燃料費調整単価 を当該月の料金請求までにお客さまに 通知するものとします。

別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単 価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
  - (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の 算定
- イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、 その1月の使用電力量に(1)に定める再 生可能エネルギー発電促進賦課金単価 を適用して算定いたします。

なお、予備電力の再生可能エネルギー発 電促進賦課金は、常時供給分の再生可能 エネルギー発電促進賦課金とあわせて 算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギ ー特別措置法第37条第1項の規定によ

### 旧(2019年2月1日実施)

別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電 促進賦課金単価をあらかじめお知らせ いたします。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
  - (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の 算定
- イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 は、その1月の使用電力量に(1)に定め る再生可能エネルギー発電促進賦課金 単価を適用して算定いたします。

なお、予備電力の再生可能エネルギー 発電促進賦課金は、常時供給分の再生 可能エネルギー発電促進賦課金とあわ せて算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギ 一特別措置法第 17 条第 1 項の規定に

り認定を受けた場合で、お客さまから当 社にその旨を申し出ていただいたとき の再生可能エネルギー発電促進賦課金 は、お客さまからの申出の直後の 4 月 の検針日から翌年の 4 月の検針日(お 客さまの事業所が再生可能エネルギー 特別措置法第37条第5項または第6項 の規定により認定を取り消された場合 は、その直後の検針日といたします。) の前日までの期間に当該事業所で使用 される電気に係る再生可能エネルギー 発電促進賦課金は、イにかかわらず、イ によって再生可能エネルギー発電促進 賦課金として算定された金額から、当該 金額に再生可能エネルギー特別措置法 第37条第3項に規定する政令で定める 割合として電気事業者による再生可能 エネルギー電気の調達に関する特別措 置法施行令に定める割合を乗じてえた 金額(以下「減免額」といいます。)を 差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その 端数は、切り捨てます。

より認定を受けた場合で、お客さまか ら当社にその旨を申し出ていただいた ときの再生可能エネルギー発電促進賦 課金は、お客さまからの申出の直後の5 月の料金に係る計量期間等の始期から 翌年の4月の料金に係る計量期間等の 終期(お客さまの事業所が再生可能工 ネルギー特別措置法第 17 条第 5 項ま たは第6項の規定により認定を取り消 された場合は、当該認定を取り消され た日を含む計量期間等の終期といたし ます。)までの期間に当該事業所で使用 される電気に係る再生可能エネルギー 発電促進賦課金は、イにかかわらず、 イによって再生可能エネルギー発電促 進賦課金として算定された金額から、 当該金額に再生可能エネルギー特別措 置法第 17 条第 3 項に規定する政令で 定める割合として電気事業者による再 生可能エネルギー電気の調達に関する 特別措置法施行令に定める割合を乗じ てえた金額(以下「減免額」といいま す。)を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1円とし、そ の端数は、切り捨てます。

### 旧(2019年2月1日実施)

別紙4(離島ユニバーサルサービス調整)

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島 平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数 量および価額の値にもとづき、次の算式 によって算定された値といたします。 なお、離島平均燃料価格は、100円単位 とし、100円未満の端数は、10円の位で 四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 =  $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ 

A=各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α、β、γは各一般送配電事業者の各供 給区域別に当該供給区域のみなし小売 電気事業者の特定小売供給約款に定め る数値に準ずるものとします(特定小売 供給約款が改正された場合は、改正後の 特定小売供給約款に準じます。)。 なお、各離島平均燃料価格算定期間にお ける 1 キロリットル当たりの平均原油 価格、 1 トン当たりの平均液化天然ガ ス価格および1トン当たりの平均石炭価 格の単位は、1 円とし、その端数は、小 数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は、 各契約種別ごとに次の算式によって算 (新設)

定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、 1銭とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

※各式で用いる x、y は各一般送配電事業者の各供給区域別に当該供給区域のみなし小売電気事業者の特定小売供給約款に定める数値に準ずるものとします(特定小売供給約款が改正された場合は、改正後の特定小売供給約款に準じます)。

- (イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料 価格が x 円を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 = (x — 離島平均燃料価格) × (2) の基準単価/1,000
- (ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料 価格が x 円を上回り、かつ、 y 円以 下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - x)×(2) の基準単価/1,000

- (ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料 価格が y 円を上回る場合、離島平均 燃料価格は、 y 円といたします。
- ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の 適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平 均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離 島平均燃料価格算定期間に対応する離 島ユニバーサルサービス調整適用期間 に使用される電気に対し次の通り適用 いたします。

離島平均燃料価格

離島ユニバーサル

算定期間	サービス	
	調整単価適用期間	
毎年1月1日から	その年の6月1日か	
3月31日までの期間	6	
	6月30日までの期間	
毎年2月1日から	その年の7月1日か	
4月30日までの期間	6	
	7月31日までの期間	
毎年3月1日から	その年の8月1日か	
5月31日までの期間	5	
	8月31日までの期間	
毎年4月1日から	その年の9月1日か	
6月30日までの期間	<b>6</b>	
	9月30日までの期間	
毎年5月1日から	その年の10月1日か	
7月31日までの期間	<b>6</b>	
	10月31日までの期	
	間	
毎年6月1日から	その年の11月1日か	
8月31日までの期間	5	
	11月30日までの期	
	間	
毎年7月1日から	その年の12月1日か	
9月30日までの期間	5	
	12月31日までの期	
	間	
毎年8月1日から	翌年の1月1日から	
10月31日までの期	1月31日までの期間	
間		
毎年9月1日から	翌年の2月1日から	
11月30日までの期	2月末日までの期間	
間		
毎年10月1日から	翌年の3月1日から	
12月31日までの期	3月31日までの期間	
間		
毎年11月1日から	翌年の4月1日から	
翌年の1月31日まで	4月30日までの期間	
の期間		

毎年12月1日から 翌年の2月末日まで の期間 翌年の5月1日から 5月31日までの期間

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は、そ の1月の使用電力量に口によって算定さ れた離島ユニバーサルサービス調整単 価を適用して以下の算式により算定さ れる金額といたします。

離島ユニバーサルサービス調整額=使用電力量×離島ユニバーサルサービス調整単価

# (2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000円変動した場合、各一般送配電事 業者の各供給区域別に当該供給区域の みなし小売電気事業者の特定小売供給 約款に定める数値に準ずるものとしま す(特定小売供給約款が改正された場合 は、改正後の特定小売供給約款に準じま す)。

新(2019年4月1日実施)	旧(2019年2月1日実施)
削除	別紙4(契約電力の算定方法)
	各一般電気事業者が定めるものに準ずるも
	のといたします。
	ただし、個別に取り決める場合は、電気需給
	契約書に定めるものといたします。
別紙 5 (日割計算の基本算式)	別紙 5 (日割計算の基本算式)
(1) 基本料金を日割りする場合の日割計算	各一般電気事業者が定めるものに準ずるも
の基本算式は、次のとおりといたしま	のといたします。
す。	ただし、個別に取り決める場合は、電気需給
	契約書に定めるものといたします。
1日の表化料人、日割計算対象日数	
1月の該当料金× 計量期間等の日数	
(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が	
消滅した場合の(1)にいう計量期間等の	
日数は、次のとおりといたします。	
イ 電気の供給を開始した場合	
開始日を含む計量期間等の日数といた	
します。	
ロ 需給契約が消滅した場合	
消滅日の前日を含む計量期間等の日数	
といたします。	
(3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行	
う場合は、(1)の日割計算対象日数は、	
停止期間中の日数といたします。この場	
合、停止期間中の日数には、接続供給を	
停止した日を含み、接続供給を再開した	
日は含みません。また、停止中に接続供	
給を再開する場合は、その日は停止期間	
中の日数には含みません。	